

人の研究は言語の方を度外視した觀があるけれども、實はそつてはならぬ。重の廣東音は Chung 福建音は töung, taöng, 寧波音は djung であつて、 sang, sung の如く柔らかい音を出さないが、サンガーバルは今日でこそ sangar と歐洲語に書かるゝが、土音は如何であるか、又古代にては ohung 等に近い音であつたのが、今は柔かく歐洲風に訛られたか、是等は實に疑問である。又航海者は之を高螺と稱し、或は加羅など略されて居る所からして見ると、重を省いても通用したるらしく、此重はジアバ語 ujung (岬)であつて、本來は Ujong-gar と呼ばれたのが、Jong-gar となり、今では Sangar となつたではないかとも想像するのである、然し之も單に想像

に過ぎないのである、又支那人とて正確に地名を發音せずに訛つて居る例は澤山ある、斯くの如く文字の上から云ふと種々の推想説が起るが、何れにしても想像に過ぎないから、吾人の此研究では言語上の立證をわざと避けて、單に方角の上から、地理の上から論定したのである。

附 記

指南針の戌巳を略せる事に就いて、鹽谷溫君の教示さるゝ處あり、戊巳は五行說に従へば土に配し、土は方位にては中央に位す、故に戊巳は中央にあるものとして指南針に略せるものなるべしと、予輩は實に此見解に服す、此處まで予輩は思ひ至らざりしなり、又同君は『古文彙刊』第四、五秋に沈子培の『島夷志略廣證』ありて、重迦羅の條に今地圖を按すればサンガールに當るべしの註あるを示さる、先進既に此解あり、今更に論證を要せざるに似たり、又迦太加に發音することに就いては高麗騎士の注意あるゝ處ありしが、堺謹徳君はサンスクリットにも例ありとして鳥の名 garula を迦羅と書き其他かゝる例妙からずと教示されたり、又大谷勝眞君は重迦羅の發音に就いて有益なる助言を與へられたり、附記して諸君の好意を感謝す。

校正に際して

柴 謙太郎 記す

支那古代貨幣の源流を徵證すべし一一の資料

附本邦古代の刀劍の原流

古 谷 清

註 (1) Groeneveldt, Notes on the Malay Archipelago

& Malacca. (Batavian, 1876) p. 57. & 58.

(11) Schlegel, Geographical Notes. VI. in "T'ong Pao" (vol. IX. Leide 1898.) p.p. 368-370.

(iii) Johannes Müller, Beschreibung der Insel Jav. Berlin 1865. p. 261 & 262.

して、別に蟻鼻錢、鈎心錢など稱するものあり。此中蟻鼻錢は、近時の研究に徴すれば、貝貨と圓錢との中間を繋ぐものなりと云ふ。東洋學報二卷二號濱田文學士の支那古代の貝貨に就て參照而して、刀、布、貝貨の如きは、明らかに物品交換時代の遺風の思想が全く離脱せざるを表示せるものにして、其中刀貨には、尖首刀、圓首刀の二種あり。たゞ其銘に明、齊、即墨等の文字あるより、又明刀、齊刀、即墨刀などと称する也。又布には、方足、圓足、尖足及び鐘布或は空首布と称せらるゝ種類あり。且つ此の刀布の二種は周末より春秋戰國時代に涉り行はれたるもの也と云はるもの、又貝貨は羅振玉氏の説には、周以前商代のものと云はる。蟻鼻錢が、貝貨と圓貨との中間を繋ぐもの也との説あることは、既に述べたるところ也。又圓錢に就いては、遠く貝貨に起原を有せらとの説あると同時に、一説に刀貨の柄端に存せる圓形有孔の部分より發達せりとも云はる。



第

一

抑も支那古代の貨幣中、刀貨は實用の刀を模した

貨幣中、刀、布、布にありては特に空首布の起原に就いて、新に其資料の増加を報告せむとするにあり。

されば今如上の支那古代貨幣の源流に就いて、一々これが起原を徵證研究すべきとは、唯に錢貨學上の重要な問題なるのみならず、又史學考古學上必需要なる研究問題たる也。其問題一見小なるが如くなれども、又必ずしも然らざるものならむ、固より余輩の如き門外者の容易に知る可からざるところなり。

唯余輩が以下記述せむと欲する。支那古代貨幣の源流を徵證すべき一二の資料と稱するは、支那古代の

先輩の説ありて又た再びこれを繰り返すの必要無き

也。第一圖は空首布中の一種にして、表面の文字は、齊川金化と読み得らるゝもの山東省臨淄の發掘なりと云ふ、これと同形の鐵製の鋤と思はるゝもの、近時新たに支那より

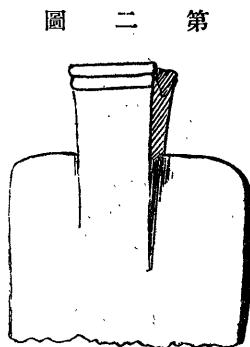
將來せられ、東

京帝室博物館の

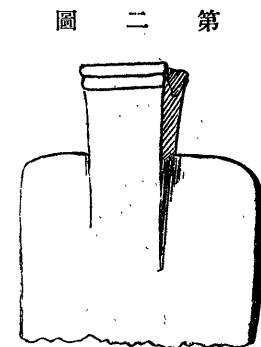
藏に歸したるものあり、即ち第

二圖に示したる

もの之れなり。高さ三寸六分、刃部の幅三寸二分、一に錢と稱するものなりと云ふ。錢田器なりとあれば、其鋤と稱すとも又錢を稱すとも、共に農具たるに相違無き也。或は餘りに其形小なるより、實用品に非らずやと疑はるゝなきに非らざる可けれど、我上古の古墳墓中より發掘せらるゝ農具鋤中にも、これ等と餘りに懸隔なさ大さのものあり。然かも其特に鐵製なるより推考せば、必ずしも模造とは考へら



第一圖
二



第二圖
二

れず、殊に我上古の世に於いて、これ等の實用器具を模造して、埋沒せし場合は、同一の材料を使用せずして、滑石を以て造れるが多し。且つ時間と労力を吝む現時を容まざりし時代の状態と、時間と労力を吝む現時の状態より推して、事を断定せむと欲するは、正當なる解釋には非らざるべし。第二圖の鐵製鋤に柄を附したる形と、第一圖の空首布に柄を附したる形とを想像し見たらむには、何人も其同一なるに異議な

かるべし。李佐賢の古泉匯の時代に於いては、空首

布上部の空所を解して、柄を附し市に持ち行くに便せむ爲となし、貨布文字考又其携帶に便せむ爲なりと解したり。然るに發掘せられたる空首布を見るに多く否其殆全部が、鑄造當時の燒土の充實し居る儘なるを見れば、其空所が必ずしも物を插入して携帶に便せし爲に非らざる事明らかにして、其據りし源流品に、此種の必用部分ありしを、其儘模せしが爲なりとは、先輩の既に認定せらるゝところ也。而し

て爰に更らに如上鐵製鋤に關聯して思ひ浮ぶは、我上代の墳墓中より發掘せらるゝ

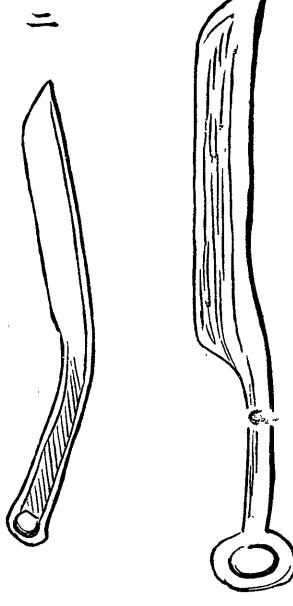
斧に就て也。古墳發掘の斧中に

は、石製と鐵製とあり。其石製

の分は鐵製實用品の模造也とは

考古學者間の定説也。而して其

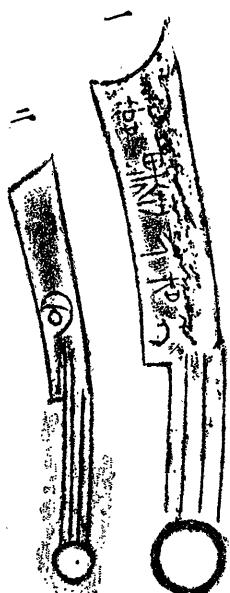
鐵製斧と稱せらるゝもの中には、餘程第一圖のそれに近き類



図

第三圖のそれに近き類

第三圖



二

に第三圖に示したるは刀貨にして、其一は尖刀の部に屬すべき即墨刀の拓本也。文に即墨之去化とあり。其二は明刀にして、銘に明とあり、此刀貨も又空首布の如く、實用のそれより變化し來りし事既に言へるが如し。然るに又近時刀貨の源流を偲ぶべき、古代銅製及鐵製の實用遺品の支那より將來あり、共に又博物館の有に歸せり。第四圖の一二是其銅製品にして、一は長七寸一分、二は長五寸五分、又第五圖の一二是鐵製品にして、一は長三尺六寸六分、二は

似のものあり。これ等も通例單に斧と呼び居れども、或はこれ等は一種の農具否其鋤の類には非らざるな

長九寸七分、而して刀貨の柄端に圓形の有孔を存せるは、其實用刀の柄端に環を模したるもの也。其實用刀の柄端に環あることは、何の必要に出てたるものか、第五圖に於ける有孔は、從來先輩の所説に徵すれば、此孔に紐を通じて、携帶に便せしものと云はる、



のなるべきか、武梁祠の石刻畫像を一見すれば直ちに解釋し得らるべし。第六圖は武梁祠石刻畫像中の

一部也。



右手に握れるは環頭式刀にして、左手にさゆるは楯

なるべし。環頭式刀の環より垂下せる二條のものは、絹帛等を以てしたる裝飾なるべし。而して此裝

飾は一面に於いて單に裝飾たりしと同時に、一面に於いては別に用途の存せしものなるべきか、さて刀貨の場合に於ける有孔は、從來先輩の所説に徵すれば、尙刀貨の形式を一見するに、何れも刃部に向つて、多少の屈曲あることは誰人も氣付らるゝところ也。然るに其銅製の實用品及鐵製のそれに於いても、又其形式を存するを見る也。これ其實用上何等の便宜ありしが爲なるべきか、我邦源平時代より其風潮を見たる、刀背に向つて、反あるものは甚だ異なるを覺ゆる也。今刀貨に就いて記述せし序を以て、以下更に我が上代の刀劍と支那のそれとの關係につき特に其環頭式の分に關し、余輩の知れる事項を記述して、研究者の参考に供せむと欲す。

我邦上古の古墳墓中より發掘せらるゝ、刀劍就中其刀片及の者中には、支那古代のそれと同じく柄端に環を有せるものあり。但し此環には其環中に、或は雙

龍珠玉を銜める状を表はしたるもの、或は鳥獸首の飾りあるもの、或はそれ等の甚だしく模様化したるもの、又或は幾何的模様を以てせるもの、或又三環を相接したるものあり。而して單に環のみの場合には、刀身と同じく鐵を以てこれを作り刀身に連結鍛錬せり。然るに環中に種々の模様を表はしたるは環頭のみ銅を以て鑄造し之れに鍍金をなしたり。萬葉集に『泊劍わざみが原』又『高麗劍わがかけゆゑ』などある。泊劍とは我古墳墓發掘の環頭式刀を云へるものなりと云ふ。即ちコマツルギと云へる枕詞に、ワと云へる語を接續せる點に注意せらるべし、此の場合ワは輪を連想せらるべく、且つ東大寺獻物帳に『銀莊高麗様大刀』とある注書に、『銀作環頭』と書し、又鮫皮裏把環頭とある記事等より察して、環頭式刀の泊劍に相當すべきものなるべしとは、考古學者間の定説也。且つ其泊劍又高麗劍と云へるは、朝鮮半島否其高勾麗より傳へられたるによりかゝる名

稱の附せられたるなるべしと云はる。以上主として高橋氏鏡と劍と玉に而してよしや其環頭式刀が高勾麗より傳へられたにもせよ、其起原地は半島に非らずして、遠く支那なるべきは、刀貨及武梁祠石刻に其像を傳へ、加ふるに史籍又其傳へあるに依り。從來既に其起原地の支那なるべしと考へ居たり。半島にては先年關野博士の一行は大同江畔に於いて、此種の形式の刀身を古代の墳墓中より發掘せられ、同じ頃萩野博士の一行に加はられたる今西文學士も同所に於いて、同様の刀身殘片を得られたるやに記憶せり。近くは本年白島博士の視察せられたる晋州の古墳中よりも發掘せられたり。然るに從來獨り支那内地に於いて發掘せられたる、鐵製實用の此種の刀身を見る事能はざりしが、今回其遺品の將來せられ初めてこれを見たるを得たり。余の實見せるは大小凡て九本、中兩刃のもの一本、之れを除けば他八本は片刃のものなりとす。第五圖に示したるは、其八本中の一二なり。

何れも大體に於て、我邦古代の墳墓中より出づるものと大差なし。唯異なるは刃部に向て多少屈曲せり事也。これ我邦發掘のそれが真直なるとは其趣

きを異にせるものと云ふべし。余輩は朝鮮發掘のそ

れに就ては、未だ多くを見るの便宜を有せざれば、これに就て云々する事能はざるも、實見したる數種の分は矢張我邦のそれの如く真直なりしと記憶せり。若しも然らむには、我邦の環頭式刀を高麗劍と呼ぶの、又間接に於いて其半島經由を實證し得らるべき。然しこれ未だ未決の問題也。尙爰に一言附記し置くべき必要あるは、今回支那將來の環頭式刀には、我邦發掘のそれに見ゆるが如き、環中に種々の裝飾あるものは見當らず、唯單に刀身と同一の鐵材を以て作られたる環のみ也。且支那に於て從來我邦發掘のそれの如く、環中に裝飾を施したものゝ發見ありしや否を知らざるも、唐六典卷十六兩京武庫署の條に、

釋名曰、刀末曰鋒、其本曰環、今儀刀蓋古班劍之類、晉宋已來謂之御刀、後魏曰長刀、皆施龍鳳環、至隋謂之儀刀、云々

又晉書に

赫連勃勃々、造百鍊剛刀、爲龍雀大環、號大夏龍雀などの上の記事あるより察するに、環中に裝飾を施せしものなりしを察し得らるゝ也。殊に我邦のそれを見るに、正しく支那傳來に非らざる可からざるを察し得らるべきは也。從てこれも亦支那に其起原を有するものたるや明らか也。而して其環のみと更らに環中に裝飾の加はりたると、其何れか早く何れか後の起原なるやは、余輩の別に説明を要する迄もなげむ。尙終りに望み環頭式刀の極東に於ける分布と、其他二三これに關して述べ置きたき事ある也。先づ此刀の極東に於ける分布は、余輩精細に調査せしに非らざるも、支那其起原地の状態をなし、朝鮮日本共其古代に其鐵製のもの行はれたる事に就ては、

既に述べたるが如し。獨人ペー、ライネツケ氏の支那及スキート西伯利亞種族の一の考古的關係を述べられたる著書に従へば、此種の青銅製小刀の西伯利亞に於て發掘せられ、スキート種族に使用せられたるを云へり。博物館陳列の遼



第七圖

羅の現用武器中に、又環頭式刀あるを見る也。尙此環頭式刀と相關連して調べたさは、世に所謂蕨手の刀なりとす。蕨手の刀と稱するは、第七圖に示したるが如く、其柄手の末端が早蕨の形狀となせるより稱するもの也。我邦に於いては、奈良正倉院の御物中に此式の刀の遺存するあり、又識者の研究に従はゞ我古代の墳墓中よりも掘り出され、其使用の時代に就いては、上史より奈良朝を経て平安初期に及ぶと云はる。此刀固より我邦の創始には非らず海外恐らく支那よりの輸入なるべし。印度サンチの彫畫中にも、同形の刀の刻されあり、W. Engerton. The Handbook of Indian Arms 更らに亦希臘ミケーネの墳墓發掘品中にも、青銅製の此種の屠刀あり Burton. The Book of the Sword. 而して更らに其起原は埃及なるべしと稱せらる。今一つ此の環頭式刀に關し紹介し置きたさは、肥前五島七郎宮所傳の古刀也。此古刀に就いては、夙に藤貞幹の集古圖中に描かれてよく識者間に知らるゝところ、其物果して今日にもよく傳へらるゝや否を知らざるも、貞幹の集古圖には割合によく詳細に其形を書きあり。今其圖に就いてこれを見るに、固より日本の製品とは思はれず、何れ外國傳來品たるに相違なかるべし。朝鮮に於いては後世迄環頭式刀を有せし事は、高麗史の記事に徵し知ることを得べし。余輩集古圖の七郎宮所傳の古刀圖を見る毎に、或は倭寇などの半島より將來せしものには非ずやと

も考へたり。然れども未だ其實物を見るの機なきを以て、果して然るや否を確かむる事能はざるを憾む。以上述べ來れるとこよりは、單に資料の報文也。其果して然るや否に就ては讀者の研究と教とを希望するところ也。(完)

法顯の行路（下の一）

堀 謙 德

第七 拘薩羅より摩竭提に至る

法顯は沙祇國より拘薩羅國（Kosala）に入り、首先ては、異説少なからず、スミス氏は『西域記』卷五に
「
拘薩羅國より室羅伐悉底國（即ち舍衛城）に至る
距離を指定して東北五百餘里（約八十三哩）となせる

を見て、法顯の指定せる沙祇・拘薩羅の距離「南行八由延」を改めて「東北行十八由延」となし、前回に之を引用せり。然るに『マハーブッガ』（Mahāvagga, VII.1.1.）に沙祇多より拘薩羅まで六由旬（約四十哩）ニし、『摩訶僧祇律』卷十一には、優波離の指定として二日間の行程となせり。カニンハム氏は法顯の八由延（約五十六哩）を東北に進みたりと解釋し、ラープチ川の南岸サヘト・マヘト（Sahet Māhet）を以て古の舍衛城となせり（Archaeological Survey, Report, I. 330）。この説は舊説なれども近頃種々の新資料を發掘したる結果、學者多くこの説を探るに至れり。この地は佛陀が久しく留りし由緒もあり、古に佛教盛大にして波斯匿王・須達長者・毗舍

法の如き信者もあり、史上の事實多くこの地に演ぜらる。法顯時代には市街僅に二百餘家の遺存するを見たりとへば、衰頽の状想見するに足れり。

法顯は舍衛城滯在中、佛蹟を巡拜したり。祇園（祇